

熊本市公報

第 1408 号
 発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
 熊本市総務局総務厚生課
 発行日 毎月 15 日・末日

目 次 告 示

○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 586 号）	1378
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 587 号）	1378
○放置原動機付自転車の移動及び保管（告示第 588 号）	1378
○介護保険法による地域密着型サービス事業者等の指定（告示第 591 号）	1379
○屋外広告物法により保管した広告物又は掲出物（告示第 592 号）	1379
○児童福祉法による障害児通所支援事業者等の指定（告示第 593 号）	1380
○塩屋漁港埋立免許に係る一部しゅん功の認可（告示第 595 号）	1380
○生活保護法等による医療機関の指定（告示第 597 号）	1381
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 598 号）	1382
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 599 号）	1383
○県道の供用開始（告示第 600 号）	1384
○平成 27 年度熊本市固定資産税及び都市計画税納税通知書の公示送達（告示第 601 号）	1384
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 602 号）	1385
○生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 603 号）	1386
○生活保護法による指定介護機関の廃止（告示第 604 号）	1386
○県道の区域変更（告示第 605 号）	1386
○市道の供用開始（告示第 606 号）	1387
○放置自転車の売却等（告示第 607 号）	1387
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 608 号）	1387
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 610 号）	1388
○差押調書（謄本）の公示送達（告示第 611 号）	1388
○放置自転車の移動及び保管（告示第 612 号）	1388
○差押調書及び配当計算書の公示送達（告示第 616 号）	1389
○市議会の召集（告示第 617 号）	1390
○市税督促状の公示送達（告示第 618 号）	1390
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 619 号）	1390
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の廃止（告示第 620 号）	1391

公 告

○農業振興地域整備計画の変更及び縦覧（公告第 604 号）	1391
○開発行為に関する工事の完了（公告第 606 号）	1391
○開発行為に関する工事の完了（公告第 610 号）	1392

○開発行為に関する工事の完了 (公告第 615 号)	1392
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 616 号)	1392
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 617 号)	1392
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 618 号)	1393
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 619 号)	1393
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 623 号)	1393
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 625 号)	1393
○道路位置の指定 (公告第 626 号)	1394
○道路位置の指定の廃止 (公告第 627 号)	1394
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 629 号)	1394
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 630 号)	1395
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 631 号)	1395
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 632 号)	1395
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 637 号)	1396
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 638 号)	1396

中 央 区

○住民票の職権消除 (中央区告示第 20 号)	1396
-------------------------------	------

北 区

○住民票の職権消除 (北区告示第 8 号)	1396
-----------------------------	------

上下水道局

○排水設備指定工事店の異動 (上下水道局告示第 51 号)	1397
-------------------------------------	------

人事委員会

○平成 27 年度熊本市職員採用選考試験案内 (身体障がい者対象) (熊本市人事委員会公告第 23 号)	1397
---	------

告 示

告示第 586 号

平成 27 年 8 月 17 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。）附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11512	リハビリテーション強化型 デイサービスセンター あ・ふる〜 熊本市南区田井島三丁目 3-100	株式会社つなぐコーポレーション 熊本市西区上代七丁目 3-31 代表取締役 岩本 眞一郎	平成 27 年 8 月 18 日	通所介護
43701 11512	リハビリテーション強化型 デイサービスセンター あ・ふる〜 熊本市南区田井島三丁目 3-100	株式会社つなぐコーポレーション 熊本市西区上代七丁目 3-31 代表取締役 岩本 眞一郎	平成 27 年 8 月 18 日	介護予防通所介護

告示第 587 号

平成 27 年 8 月 17 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43601 90880	あまてらす訪問看護ステーション 熊本市南区御幸笛田二丁目 15-38	ケアボックス株式会社 熊本市南区御幸笛田二丁目 15-38 代表取締役 若松 英一	平成 27 年 8 月 17 日	訪問看護
43601 90880	あまてらす訪問看護ステーション 熊本市南区御幸笛田二丁目 15-38	ケアボックス株式会社 熊本市南区御幸笛田二丁目 15-38 代表取締役 若松 英一	平成 27 年 8 月 17 日	介護予防訪問看護
43701 11520	あまてらす訪問看護ステーション 熊本市南区御幸笛田二丁目 15-38	ケアボックス株式会社 熊本市南区御幸笛田二丁目 15-38 代表取締役 若松 英一	平成 27 年 8 月 17 日	居宅療養管理指導
43701 11520	あまてらす訪問看護ステーション 熊本市南区御幸笛田二丁目 15-38	ケアボックス株式会社 熊本市南区御幸笛田二丁目 15-38 代表取締役 若松 英一	平成 27 年 8 月 17 日	介護予防居宅療養管理指導

告示第 588 号

平成 27 年 8 月 17 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条

第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
 - (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
 - ア 平成 27 年 8 月 12 日 熊本駅高架下北側駐輪場、熊本駅駐輪場
 - (2) 保管の場所 平成自転車保管所
 - (3) 保管の期間 平成 27 年 11 月 17 日まで
- 2 移動・保管台数

原動機付自転車 7 台
- 3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで
午前 10 時から午後 4 時 30 分まで
日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）
熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 5 9 1 号

平成 27 年 8 月 19 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項本文の指定及び同法第 54 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条の 11 及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 並びに同法第 115 条の 20 及び同法施行規則第 140 条の 31 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43901 01667	デイサービスかたらい 熊本市北区四方寄町 426 番地 1	医療法人松実会 熊本市北区四方寄町 1411 番地 9 理事長 松崎 博充	平成 27 年 8 月 17 日	認知症対応型 通所介護
43901 01667	デイサービスかたらい 熊本市北区四方寄町 426 番地 1	医療法人松実会 熊本市北区四方寄町 1411 番地 9 理事長 松崎 博充	平成 27 年 8 月 17 日	介護予防認知症 対応型通所介護

告 示 第 5 9 2 号

平成 27 年 8 月 19 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

撤去日	名称又は種類	数量	撤去場所	保管開始日	その他
8月3日	はり札等	12	島崎	8月4日	
8月6日	はり札等	2	砂原町・池田	8月7日	
8月7日	はり札等	4	松尾・画区町重富	8月8日	
8月10日	はり札等	11	迎町・清水亀井町・画区町重富	8月11日	
8月11日	はり札等	15	下南部・上南部・花立	8月12日	
8月13日	はり札等	3	池田	8月14日	
	立看板	1	池田		
8月17日	はり札等	18	帯山・戸島	8月18日	
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)					

告示第 593 号

平成 27 年 8 月 19 日

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 4 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

1 事業所の名称及び所在地

(1) アトリエ KIDS

熊本市南区出仲間一丁目 3 番 1 号ウッドイマンションけやき通り 106-A 号

(2) くれよん

熊本市北区龍田陳内二丁目 40 番 16 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) 株式会社ミライザ

熊本市中央区本山町 106 番地 (709 号)

坂本 沙耶加

(2) 合同会社 立田の森くれよん

熊本市北区龍田八丁目 1 番 7-1 号

後藤 菜美

3 指定年月日

平成 27 年 9 月 1 日

4 障害児通所支援サービスの種類

(1)(2) 放課後等デイサービス

告示第 595 号

平成 27 年 8 月 20 日

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定により公有水面埋立てに関する工事の一部をしゅん功認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

1 しゅん功認可年月日

平成 27 年 8 月 14 日

2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号 塩屋漁港管理者 熊本県

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市

3 埋立区域

1-1 工区

(1) 位置

熊本市西区河内町河内字鵜通洞 1 4 6 5 の 3、1 4 6 5 の 2、1 4 6 5 の 3 9、1 4 5 4 の 1 0 並びに 1 4 5 4 の 1 0 に隣接する昭和 6 1 年 4 月 2 1 日付け熊本県指令河第 2 号の免許に係る埋立地地先公有水面

(2) 区域

次の 1 の地点と 2 の地点を結ぶ昭和 6 1 年 4 月 2 1 日付け熊本県指令河第 2 号の免許に係る埋立地と公有水面との境界線 (DL+4. 5 8m)、2 の地点から 6 の地点までを順次直線で結んだ線及び 6 の地点と 1 の地点を平成 7 年春分の日における満潮位 (DL+4. 5 8m) の公有水面と陸地との境界に囲まれた区域

1 の地点 塩屋漁港基点 4 (北緯 3 2 度 4 8 分 5 7 秒、東経 1 3 0 度 3 5 分 3 8 秒) から 1 0 度 1 6 分 5 6 秒 1 3 8. 9 7 2m の地点

2 の地点 1 の地点から 2 5 7 度 0 7 分 1 6 秒 5 5. 9 4 2m の地点

3 の地点 2 の地点から 3 4 7 度 0 4 秒 0 4 秒 8 5. 1 2 3m の地点

3-1 の地点 3 の地点から 5 1 度 4 0 分 2 4 秒 1 8. 6 6 2m の地点

3-2 の地点 3-1 の地点から 7 6 度 3 3 分 3 5 秒 2 6. 1 8 8 の地点

3-3 の地点 3-2 の地点から 3 2 度 0 5 分 4 3 秒 6. 8 8 6m の地点

3-4 の地点 3-3 の地点から 3 4 7 度 0 3 分 0 1 秒 1 8 5. 0 8 8m の地点

(3) 面積

6, 5 1 4. 2 8 平方メートル

4 埋立地の用途

1-1 工区 漁港施設用地

5 埋立免許の年月日及び番号

平成 7 年 1 0 月 9 日熊本県指令漁第 5 3 号

6 関係書類の備置場所

熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び熊本市農水商工局水産振興センター

告 示 第 5 9 7 号

平成 2 7 年 8 月 2 1 日

生活保護法 (昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号) 第 4 9 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 3 0 号) 第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療 (施術) 機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
くどう皮ふ科医院 熊本市西区上熊本三丁目 2 番 2 1 号 医療法人 藤風会 理事長 工藤 昌一郎	皮膚科・アレルギー科・形成外科	平成 2 7 年 6 月 1 日
駕町太田皮ふ科 熊本市中央区安政町 5-1 5 医療法人 浩仁会 理事長 太田 浩平	皮膚科	平成 2 7 年 6 月 9 日
訪問看護ステーション デューン南熊本 熊本市南区富合町古閑 9 5 9-1 富合町複合 A 棟 株式会社 N・フィールド 代表取締役 野口 和輝	訪問看護	平成 2 7 年 6 月 1 日

シモカワ薬局熊大前調剤薬局 熊本市中央区九品寺一丁目19番9号 株式会社下川薬局 代表取締役 下川 泰	調剤薬局	平成27年2月1日
シモカワ薬局サンロード新市街店 熊本市中央区新市街1番22号キヨモトビル2階 株式会社下川薬局 代表取締役 下川 泰	調剤薬局	平成27年4月1日
せいら調剤薬局 熊本市東区下江津二丁目13-1 株式会社九品寺ファーマ 代表取締役 山下 隆雄	調剤薬局	平成27年5月7日
ひのくに整骨院 泉 秀人 熊本市東区若葉1-31-8 泉 秀人	柔道整復	平成27年7月1日
S・sports整骨院 重藤 卓己 熊本市中央区大江4-2-1 2F 重藤 卓己	柔道整復	平成27年7月1日
ほねつぎ長嶺接骨院 小村 敏万 熊本市東区小峯二丁目7-29 株式会社丸光商事 代表取締役 山田 浩之	柔道整復	平成27年7月8日
はり・きゅう・マッサージもみっ人治療院 宮田 春美 熊本市北区龍田二丁目19-46 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	鍼灸、あん摩・マッサージ	平成27年5月29日

告 示 第 5 9 8 号
平成27年8月21日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

	医療機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
新	医療法人日隈会 日隈病院 熊本市中央区萩原町9-30	平成27年4月17日	開設者
	医療法人日隈会 理事長 山本 藍		
旧	医療法人日隈会 日隈病院 熊本市中央区萩原町9-30	平成27年4月17日	開設者
	医療法人日隈会 理事長 日隈 健作		
新	西村内科医院 熊本市東区花立1-4-10	平成27年6月1日	開設者
	医療法人社団 弘史会 理事長 西村 史子		
旧	西村内科医院 熊本市東区花立1-4-10	平成27年6月1日	開設者
	医療法人社団 弘史会 理事長 西村 弘道		
新	熊本言の森台リハビリテーション病院 熊本市中央区帯山八丁目2-1	平成27年6月1日	開設者
	理事長 平田 好文		

旧	熊本総合麻台リハビリテーション病院 熊本市中央区帯山八丁目 2-1 理事長 堀尾 慎彌		
新	めいご薬局 熊本市中央区南千反畑 1 4-2 7 株式会社 筑後 代表取締役 大神 淳郎	平成 27 年 4 月 30 日	開設者
旧	めいご薬局 熊本市中央区南千反畑 1 4-2 7 株式会社 筑後 代表取締役 大神 甫		
新	ひまわり薬局 熊本市中央区神水一丁目 20-7 株式会社 健康共同ファルマ 代表取締役 西山 真純	平成 27 年 6 月 1 日	開設者
旧	ひまわり薬局 熊本市中央区神水一丁目 20-7 株式会社 健康共同ファルマ 代表取締役 鳴海 真弓		
新	くすの木薬局 熊本市北区龍田 5-1-4 3 株式会社 健康共同ファルマ 代表取締役 西山 真純	平成 27 年 6 月 1 日	開設者
旧	くすの木薬局 熊本市北区龍田 5-1-4 3 株式会社 健康共同ファルマ 代表取締役 鳴海 真弓		
新	すみれ薬局 熊本市中央区本荘二丁目 1 4-1 3 株式会社 健康共同ファルマ 代表取締役 西山 真純	平成 27 年 6 月 1 日	開設者
旧	すみれ薬局 熊本市中央区本荘二丁目 1 4-1 3 株式会社 健康共同ファルマ 代表取締役 鳴海 真弓		
新	三気堂薬局 川尻店 熊本市南区八幡十一丁目 7-3 2 代表取締役 川端 咲子	平成 26 年 12 月 21 日	開設者
旧	三気堂薬局 川尻店 熊本市南区八幡十一丁目 7-3 2 代表取締役 川端 修三		
新	三気堂薬局 清水店 熊本市北区清水亀井町 2 6-3 3 代表取締役 川端 咲子	平成 26 年 12 月 21 日	開設者
旧	三気堂薬局 清水店 熊本市北区清水亀井町 2 6-3 3 代表取締役 川端 修三		

告示 第 5 9 9 号

平成 27 年 8 月 21 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
たけむら耳鼻咽喉科クリニック 熊本市北区楠八丁目 8-8 竹村 考史	平成 27 年 4 月 30 日
三気堂薬局 龍田店 熊本市北区龍田八丁目 15-68 有限会社 MET 代表取締役 川端 咲子	平成 27 年 4 月 29 日
おびやま薬局 熊本市中央区帯山 2-12-28 柚原ビル 1F 有限会社メディックス 代表取締役 今井 政文	平成 27 年 5 月 6 日
ぱーく調剤薬局 熊本市東区佐土原一丁目 10-71 芝田 哲夫	平成 26 年 5 月 31 日
おはな整骨院 撰田 七穂美 熊本市中央区帯山 7-18-79 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	平成 27 年 5 月 11 日

告 示 第 6 0 0 号

平成 27 年 8 月 21 日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

道路の種類	路 線 名	道 路 の 区 域	供用開始の期日
		区 間	
主要地方道	熊本高森線	西区田崎 1 丁目 256 番 4 地先から	平成 27 年 8 月 23 日
		西区田崎本町 17 番 1 地先まで	
		西区田崎本町 5 番 1 地先から	
		西区田崎本町 1 番 1 地先まで	

告 示 第 6 0 1 号

平成 27 年 8 月 21 日

平成 27 年度熊本市固定資産税及び都市計画税納税通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、当納税通知書は熊本市財政局課税管理課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 第 3 期納期限
平成 27 年 9 月 30 日
- 2 納税通知書の送達を受けるべき者（登載省略）
固定資産所在区 西区
1 名
固定資産所在区 西区

1名

固定資産所在区 中央区

1名

固定資産所在区 南区

1名

告 示 第 6 0 2 号

平成 2 7 年 8 月 2 4 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
弓削薬局 熊本市北区龍田町弓削 6 4 6 - 1 3 7 株式会社 ファーマダイワ 代表取締役 岡山 善郎	居宅療養管理指導	平成 2 7 年 7 月 2 3 日
グループホーム 六花苑 熊本市中央区帯山四丁目 6 番 3 1 号 医療法人 祐基会 理事長 田代 賀子	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	平成 2 7 年 7 月 2 9 日
駕町ひろなか歯科 熊本市中央区安政町 2 - 3 4 - 2 F 院長 弘中 一郎	居宅療養管理指導・介護予防 居宅療養管理指導	平成 2 7 年 8 月 5 日
医療法人社団 堀川歯科診療所 熊本市東区三郎 1 - 1 0 - 2 3 医療法人社団 堀川歯科診療所 理事長 堀川 秀一	居宅療養管理指導・介護予防 居宅療養管理指導	平成 2 7 年 8 月 1 1 日
平山ハートクリニック 熊本市東区佐土原 3 - 1 1 - 1 0 1 平山ハートクリニック 医師 平山 統一	居宅療養管理指導・介護予防 居宅療養管理指導	平成 2 7 年 2 月 1 日
小幡調剤薬局 熊本市中央区子飼本町 1 - 2 1 株式会社 ファーマダイワ 代表取締役 岡山 善郎	居宅療養管理指導・介護予防 居宅療養管理指導	平成 2 6 年 1 1 月 1 日
桜十字クリニック 熊本市南区御幸笛田七丁目 1 1 番 8 5 号 医療法人 桜十字 理事長 西川 朋希	居宅療養管理指導・介護予防 居宅療養管理指導	平成 2 7 年 7 月 1 日
本妙寺通りデイサービス 熊本市西区花園二丁目 1 2 番 4 4 号 合同会社 ヘッドアップ 代表社員 上村 悦雄	通所介護・介護予防通所介護	平成 2 6 年 9 月 2 2 日
笑顔の広場 健軍 熊本市東区健軍一丁目 1 2 - 2 ライズ尾の上 5 0 1 株式会社 ウェルケア九州 代表取締役 奥村 悦子	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 2 7 年 8 月 1 日

訪問介護 ウォームケアおびやま 熊本市中央区帯山七丁目4-24 合同会社 ウォームケア帯山 代表社員 毛利 純一	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27年8月1日
リハビリド・平成けやき通り 熊本市南区田迎5-10-5 株式会社 泉寿 代表取締役 泉 竜宏	通所介護・介護予防通所介護	平成27年8月1日
リハビリテーション強化型 デイサービスセンター あ・ふる〜る 熊本市南区田井島三丁目3-100 株式会社 つなぐコーポレーション 代表取締役 岩本 眞一郎	通所介護・介護予防通所介護	平成27年8月18日
あまてらす訪問看護ステーション 熊本市南区御幸笛田二丁目15-38 ケアバックス 株式会社 代表取締役 若松 英一	訪問看護・介護予防訪問看護	平成27年8月17日
あまてらす訪問看護ステーション 熊本市南区御幸笛田二丁目15-38 ケアバックス 株式会社 代表取締役 若松 英一	居宅療養管理指導・介護予防 居宅療養管理指導	平成27年8月17日
あまてらす居宅介護支援事業所 熊本市南区御幸笛田二丁目15-38 ケアバックス 株式会社 代表取締役 若松 英一	居宅介護支援	平成27年8月1日

告示第603号
平成27年8月24日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
訪問看護ステーション わかば 熊本市東区栄町3-1 株式会社 ヘルスケアわかば 代表取締役 片山 綾子	平成27年8月11日	所在地変更

告示第604号
平成27年8月24日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
やさしい手 尾ノ上店 熊本市東区尾ノ上1-34-7 株式会社 やさしい手熊本 代表取締役 松岡 栄一	平成27年3月31日

告示第605号
平成27年8月24日

県道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規

定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域		
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m) 延長 (m)
主要地方道	熊本高森線	西区田崎3丁目1071番1地先から 西区田崎本町29番3地先まで	旧	8.5～44.7 424.5
		西区田崎3丁目1071番1地先から 西区田崎本町29番3地先まで	新	- -

告 示 第 6 0 6 号

平成 27 年 8 月 24 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域	供用開始の期日
		区 間	
13- 483	秋田第 8 4 号線	東区秋津町秋田 8 番 3 番地先から 東区秋津町秋田 2 2 9 番地先まで	平成 27 年 8 月 24 日

告 示 第 6 0 7 号

平成 27 年 8 月 24 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項
別表のとおり（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 27 年 8 月 24 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 134 台

告 示 第 6 0 8 号

平成 27 年 8 月 24 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。）附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11538	デイサービスセンター せせらぎ 熊本市東区八反田三丁目23番13号	シルバーユニックス株式会社 熊本市東区長嶺南八丁目8番6号 代表取締役 笠田 政輝	平成27年 8月25日	通所介護
43701 11538	デイサービスセンター せせらぎ 熊本市東区八反田三丁目23番13号	シルバーユニックス株式会社 熊本市東区長嶺南八丁目8番6号 代表取締役 笠田 政輝	平成27年 8月25日	介護予防通所介護

告 示 第 6 1 0 号

平成 27 年 8 月 25 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11546	訪問介護事業所 いずみ 熊本市東区八反田三丁目23番13号	シルバーユニックス株式会社 熊本市東区長嶺南八丁目8番6号 代表取締役 笠田 政輝	平成27年 8月25日	訪問介護
43701 11546	訪問介護事業所 いずみ 熊本市東区八反田三丁目23番13号	シルバーユニックス株式会社 熊本市東区長嶺南八丁目8番6号 代表取締役 笠田 政輝	平成27年 8月25日	介護予防訪問介護

告 示 第 6 1 1 号

平成 27 年 8 月 25 日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）について、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

送達を受けるべき者の住所及び氏名
登載省略

告 示 第 6 1 2 号

平成 27 年 8 月 26 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第14条

第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 自転車放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア	平成 27 年 7 月 30 日	健軍駐輪場、健軍変電所前駐輪場、新水前寺駅西高架下駐輪場
イ	平成 27 年 7 月 31 日	銀座通りエリア、手取エリア、西区春日三丁目熊本駅前、並木坂エリア
ウ	平成 27 年 8 月 3 日	銀座通りエリア、手取エリア、西区上熊本二丁目 18、中央区手取本町 1-1 市庁舎東側
エ	平成 27 年 8 月 5 日	銀座通りエリア、手取エリア
オ	平成 27 年 8 月 6 日	銀座通りエリア、手取エリア、東区月出二丁目 2
カ	平成 27 年 8 月 7 日	中央区渡鹿五丁目 15
キ	平成 27 年 8 月 10 日	銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、森都心プラザ、辛島エリア、西区春日三丁目熊本駅前、南区出仲間一丁目 7、並木坂エリア
ク	平成 27 年 8 月 11 日	銀座通りエリア、手取エリア、西区上熊本二丁目 18、東区月出六丁目 5、並木坂エリア
ケ	平成 27 年 8 月 12 日	熊本駅高架下南側駐輪場、熊本駅高架下北側駐輪場、熊本駅駐輪場、中央区九品寺一丁目 13 銀座橋際自転車駐車場、北区四方寄町 404-1
コ	平成 27 年 8 月 17 日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア
サ	平成 27 年 8 月 19 日	中央区南熊本三丁目南熊本駅前駐輪場、中央区平成二丁目平成駅前駐輪場、東区八反田一丁目 16

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 27 年 11 月 26 日まで

2 移動・保管台数

自転車 192 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 6 1 6 号

平成 27 年 8 月 28 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 13 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
熊本県熊本市西区池田二丁目 9 番 1 号 110 号室
株式会社 HMSホールディングス
- 2 送達をする書類名
差押調書 (謄本)
配当計算書

告 示 第 6 1 7 号

平成 27 年 8 月 31 日

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 101 条及び第 102 条の規定に基づき、市議会の定例会を次のとおり招集する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 期日 平成 27 年 9 月 7 日
- 2 場所 熊本市役所

告 示 第 6 1 8 号

平成 27 年 8 月 31 日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 20 条の 2 及び熊本市税条例 (昭和 25 年告示第 89 号) 第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 督促状送達の効力の発生日
この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日
- 2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名 (登載省略)
 - (1) 市県民税 (普通徴収)
70 件
 - (2) 軽自動車税
25 件
 - (3) 市県民税 (特別徴収)
8 件
 - (4) 法人市民税
2 件

告 示 第 6 1 9 号

平成 27 年 8 月 31 日

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。) 附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定 (整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。) による改正前の同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則 (平成 11 年厚生省令第 36 号) 第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11561	ライフパートナーすてっぷ 熊本市東区新生一丁目3-20	株式会社ステップ 熊本市東区新生一丁目3-20 代表取締役 今川 水也	平成27年 9月1日	通所介護
43701 11561	ライフパートナーすてっぷ 熊本市東区新生一丁目3-20	株式会社ステップ 熊本市東区新生一丁目3-20 代表取締役 今川 水也	平成27年 9月1日	介護予防通所 介護

告 示 第 6 2 0 号

平成27年8月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条2項の規定による届出がされたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
43701 06686	けあら一す榎指定訪問介護事業所 熊本市東区榎町15番191号	株式会社セラム 愛知県名古屋市中北区大曾根一丁目26番23号 代表取締役 玉置 正樹	平成27年 8月31日	訪問介護 介護予防 訪問介護

公 告

公 告 第 6 0 4 号

平成27年8月18日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づく熊本農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

1 変更内容

番号	変更した土地の所在	面積 (㎡)	変更理由
1	南区御幸西無田町字菟田612番1、613番1	3,853	農地を農業用施設用地（ライスセンター）に用途区分変更

2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課
熊本市中央区役所総務企画課
熊本市東区役所農業振興課
熊本市西区役所農業振興課
熊本市南区役所農業振興課
熊本市北区役所農業振興課

公 告 第 6 0 6 号

平成27年8月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が

完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区内田町字東築籠 1 9 8 9 番 4、1 9 8 9 番 5
4 9 9. 6 8 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 6 1 0 号

平成 2 7 年 8 月 1 9 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区富合町清藤字居合 4 5 0 番 1
3 2 9. 2 5 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 6 1 5 号

平成 2 7 年 8 月 2 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区御幸木部三丁目 1 0 9 7 番、1 0 9 8 番 1、1 0 9 9 番 3
1, 4 1 6. 5 8 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区良町四丁目 1 番 7 0 号
アグリ開発株式会社
代表取締役 米森 初江

公 告 第 6 1 6 号

平成 2 7 年 8 月 2 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区小山四丁目 1 3 2 0 番 3
4 2 8. 8 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 6 1 7 号

平成 2 7 年 8 月 2 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が

完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区富合町木原字西口 1 7 4 1 番 1 3、1 7 4 6 番 1
3 2 9. 3 9 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 6 1 8 号

平成 2 7 年 8 月 2 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町広住字出口 7 6 番 1 3
2 6 1. 1 6 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 6 1 9 号

平成 2 7 年 8 月 2 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町広住字出口 7 6 番 1 4
2 5 7. 1 8 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 6 2 3 号

平成 2 7 年 8 月 2 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区今町字小道端 1 8 0 番 1、1 8 1 番 3
2 2 7. 0 6 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 6 2 5 号

平成 2 7 年 8 月 2 7 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 熊本市北区植木町田底字古閑2 2 7 8 番
 4 2 2 . 5 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
 登載省略

公 告 第 6 2 6 号
 平成 2 7 年 8 月 2 7 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定をしたので同法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

指定番号 熊本市指令（建指）	指定年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
第H27-001号	平成27年4月1日	中央区帯山3丁目1889番1	4.01~4.02	29.75
第H27-002号	平成27年4月15日	西区池田2丁目992番2, 101 4番4及び市道	4.00~4.05	67.11
第H27-003号	平成27年4月17日	中央区国府4丁目295番1	4.01~4.02	18.08
第H27-004号	平成27年6月2日	東区小山5丁目967番4	4.50~4.52	34.77
第H27-005号	平成27年5月15日	北区鶴羽田4丁目1189番1	4.00~4.61	29.82
第H27-006号	平成27年5月19日	東区小峯1丁目2612番544	4.01	6.85
第H27-007号	平成27年5月15日	中央区出水3丁目373番6, 37 3番7	4.00~4.02	35.54
第H27-008号	平成27年5月26日	東区上南部1丁目196番4	4.00~4.01	31.97
第H27-009号	平成27年6月4日	北区楡木3丁目1378番9	4.00~4.52	32.75
第H27-010号	平成27年6月2日	南区上ノ郷2丁目147番1	4.50	15.40
第H27-011号	平成27年6月8日	中央区横手1丁目1175番2	4.01~4.52	41.67
第H27-013号	平成27年6月24日	南区御幸笹田5丁目1693番3, 1695番13	4.00~5.00	37.34
第H27-014号	平成27年6月24日	東区八反田3丁目3580番1	4.00~4.01	6.04

公 告 第 6 2 7 号
 平成 2 7 年 8 月 2 7 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を廃止したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

指定廃止の年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
平成 2 7 年 6 月 1 2 日	中央区壺川1丁目82番	4.00	12.00

公 告 第 6 2 9 号
 平成 2 7 年 8 月 2 8 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区銭塘町字三町 2 8 3 3 番 1

3 3 2. 9 2 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 6 3 0 号

平成 2 7 年 8 月 2 8 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区小山町 1 9 9 4 番 6

3 2 2. 1 2 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 6 3 1 号

平成 2 7 年 8 月 2 8 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区画図町大字重富字外無田 9 4 7 番、9 4 8 番 1、9 4 9 番、9 5 0 番、9 5 6 番 1、9 5 6 番 3、9 5 6 番 4、9 5 6 番 5、9 5 6 番 6、9 5 6 番 7、9 5 6 番 8、9 5 6 番 9、9 5 6 番 1 0、9 5 6 番 1 1、9 5 6 番 1 2、9 5 7 番 1、9 5 7 番 2、9 5 7 番 3、9 5 7 番 4、9 5 7 番 5、9 5 7 番 6、9 5 7 番 7、9 5 7 番 8

6, 1 3 3. 0 6 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区城南町宮地 4 6 6 番地 8
株式会社 メビウス不動産開発
代表取締役 杉村 高德

公 告 第 6 3 2 号

平成 2 7 年 8 月 2 8 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区八幡十丁目 6 3 8 番の一部、6 4 0 番 1 の一部、6 4 1 番 1 の一部、7 0 3 番、7 0 4 番及び市道、里道、水路

1, 7 6 0. 6 3 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 6 3 7 号

平成 27 年 8 月 31 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区清水新地一丁目 703 番 1
1, 868. 34 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区高平二丁目 14 番 53 号
株式会社 川崎ハウジング九州
代表取締役 若林 和彦

公 告 第 6 3 8 号

平成 27 年 8 月 31 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区美登里町字西屋敷 276 番 1、277 番 1
511. 42 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

中 央 区

中央区告示第 20 号

平成 27 年 8 月 17 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 8 月 11 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱 野 晃

以下、登載省略

北 区

北区告示第 8 号

平成 27 年 8 月 18 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 8 月 4 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市北区長 田 上 美 智 子

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局告示 51 号

平成 27 年 8 月 27 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 13 条第 2 項第 2 号の規定による届出があったので、同規程第 22 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 259 号	熊本市東区长嶺南七丁目 16 番 39 号 有限会社管通住設工業 代表取締役 川口 大介	平成 27 年 8 月 18 日
		代表者の異動

人 事 委 員 会

熊本市人事委員会公告第 23 号

平成 27 年 8 月 17 日

平成 27 年度熊本市職員採用選考試験案内（身体障がい者対象）について、次のとおり公告する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

- 1 試験名称 平成 27 年度熊本市職員採用選考試験（身体障がい者対象）
- 2 申込期間 平成 27 年 8 月 19 日（水）から平成 27 年 8 月 31 日（月）まで
インターネットによる申込は平成 27 年 8 月 19 日（水）から平成 27 年 8 月 30 日（日）まで
- 3 職種 事務職 学校事務職（県費負担）
採用予定者数 3 人程度 1 人程度
- 4 試験案内配布場所
 - (1) 熊本市役所本庁舎（1 階総合案内）
 - (2) 熊本市人事委員会事務局〔市役所別館（自転車駐車場）横住友生命熊本ビル 9 階〕
 - (3) 熊本市各区役所
 - (4) 熊本市各総合出張所
 - (5) 熊本市各出張所
 - (6) 熊本市時間外証明窓口（中央区役所内）
 - (7) 市民サービスコーナー（くまもと森都心プラザ内）
 - (8) 熊本市東京事務所

※ 熊本市ホームページにも試験案内を掲載します。